

| 営 業 の 方 法            |  |
|----------------------|--|
| 営業所の名称               | <b>スナック〇〇</b>  |
| 営業所の所在地              | <b>神戸市〇〇区〇〇町4丁目5番6号</b>  |
| 営業時間                 | 午前 <b>7時00分</b> から <b>午前</b> <b>3時00分</b> まで<br><b>午後</b> 午後   |
| 18歳未満の者を従業者として使用すること | ①する <b>②しない</b>  |
|                      | ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）   |
| 18歳未満の者を客として立ち入らせること | ①する <b>②しない</b>  |
|                      | ①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法  |
| 飲食物（酒類を除く。）の提供       | <b>①する</b> ②しない  |
|                      | ① 場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法<br><b>客の求めに応じて、食べ物は総菜のほか、ピーナッツ、柿の種、さきいか等の乾きもの、季節のフルーツを提供し、酒類以外の飲物では、ジュース類を提供する。<br/>調理はレンジで温める程度。</b> |
| 酒類の提供                | 提供する酒類の種類及び提供の方法<br><b>提供する酒類は、ビール、ウイスキー、焼酎。提供の方法は、各テーブルで客の求めに応じて従業員が提供する。</b>   |
|                      | 20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法<br><b>20歳未満の者への酒類の提供防止については、年齢確認等により確実に行う。</b>   |
| 客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯 | 遊興の内容  |
|                      | 時間帯<br>午前 時 分から 午前 時 分まで<br>午後 午後  |
| 当該営業所において他の営業を兼業すること | ①する <b>②しない</b>  |
|                      | ①の場合：当該兼業する営業の内容   |